

【建築物石綿含有建材調査者講習】

＜実施要領＞

(秋田労働局 秋基登録第33号・有効期間:令和9年1月28日)

(一社)秋田県労働基準協会

1. 日時及び会場

[日時]

1日目: 令和5年9月26日(火)

9時00分～16時20分

(午前8時50分から開講オリエンテーションを行います。)

会場: 協働大町ビル

(所在地: 秋田市大町3丁目2-44)

2日目: 令和5年9月27日(水)

9時00分～16時40分

会場: 協働大町ビル

(所在地: 秋田市大町3丁目2-44)

※ 協働大町ビルの地図は当協会HPの「地図・住所」の「本部・秋田支部」の地図を参照ください。

2. 講習科目

【学科】※Hは時間数

- (1) 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1(1H)
- (2) 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2(1H)
- (3) 石綿含有建材の建築図面調査(4H)
- (4) 現地調査の実際と留意点(4H)
- (5) 建築物石綿含有建材調査報告書の作成(1H)
- (6) 修了考査(1.5H)

※「石綿作業主任者技能講習修了者」が受講する場合は、科目(1)が免除されます。

3. 定員

100名(定員になり次第締切ります)

4. 受講料・テキスト代(消費税込み)

全科目受講者			
区分	合計	受講料	テキスト代
会員	33,880円	29,810円	4,070円
非会員	35,090円	29,810円	5,280円

科目免除者			
区分	合計	受講料	テキスト代
会員	30,580円	27,390円	3,190円
非会員	32,670円	27,390円	5,280円

※会員・非会員のテキストは同じです。会員には、テキスト代の割引を行っているものです。

5. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は **令和5年9月19日(火)** とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362・FAX 018-862-3729

●【振込先】秋田銀行 大町支店(普)967567
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則(まちだ よしのり)

※振込は関係資料の送付後に行って頂きますようお願いいたします。

【受講資格】下記のいずれかに該当する者

※実務経験歴については、当協会HPの「*【ご注意】申込する場合の実務経験証明の添付書類・入手方法」を参考にしてください。
 ※調査者の資格は、調査の作業しかできません。調査者の資格だけでは、解体現場等で現場に「石綿有り」となった場合の解体作業ができません。

このような作業をするためには、本講習の調査者の資格ではなく、石綿作業主任者技能講習修了者又は石綿使用建築物等解体等業務特別教育が必要となります。

このため、実務経験等が不明や実務経験が他社の通算でしか証明できず証明が得られないなどの場合には、下記1の石綿作業主任者技能講習を事前に修了することをお勧めいたします。

受講記号	受 講 資 格	
(1)	石綿作業主任者技能講習を修了した者。(実務経験年数不問)	
	添付書類	石綿作業主任者技能講習修了証の写しを添付してください。 ※講習の「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除になります。
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、建築に関する実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、卒業後、建築に関する実務経験が3年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(4)	(3)に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、建築に関する実務経験が4年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(5)	学校教育法による高等学校または中等教育学校(※中高一貫校)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者で、卒業後、建築に関する実務経験が7年以上ある者。	
	添付書類	卒業証書の写又は卒業証明書、実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。 改姓等で氏名が異なる場合は証書、証明書の名前とつながる戸籍抄本等(写しで可)を添付してください。
(6)	建築に関する実務経験年数が11年以上の者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関しての実務経験が5年以上ある者。	
	添付書類	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し及び実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(8)	建築行政に関して、実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して、実務経験が2年以上ある者。	
	添付書類	実務経験証明書(添付書類の入手方法はHP)を記入してください。
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は、同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者。	
	添付書類	勤務(職務)を証明する証明書を添付してください。
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者。	
	添付書類	勤務を証明する証明書を添付してください。
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者。	
	添付書類	作業管理環境士合格証の写し、実務経験証明書を添付してください。